

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第226号）

石川県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。）第19条第1項の規定により、令和5年1月18日付け諮問教職第601号で行った審査請求に係る諮問に対し、石川県情報公開審査会（以下「審査会」という。）は次のとおり答申する。

答申の概要

1 審査請求の対象公文書（本件対象公文書）

令和4年5月16日付け実施機関から審査会あての教職第98号と別紙ヴォーンインデックス

2 公開請求に対する処分（本件処分）の内容

本件対象公文書を保有していないため、公開しないことに決定

3 実施機関における担当課（所）

教職員課

4 審査請求等の経緯

公開請求	令和	4年	11月	16日
本件処分	令和	4年	11月	30日
審査請求	令和	4年	12月	23日
諮問	令和	5年	1月	18日
答申	令和	7年	3月	27日

5 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、文書を特定した上で公開決定を求める。

6 審査会の判断要旨（詳細については、答申書本文を参照のこと。）

(1) 争点

実施機関は、本件対象公文書を審査会事務局職員に提示したが、同職員から記載事項の不備を指摘されたとともに、審査会が提出期限を変更したことから、提出しておらず、本件対象公文書は組織として完結していない不要なものとなったため、現在は保有していないと主張している。

審査請求人は、本件対象公文書は実施機関で決裁を受けているはずであること、また、本件対象公文書は審査会の受付印が押印され正式な文書として作成された公文書だったと思われることから、組織として完結していない文書だったとは到底いえず、提出期限が延期され新たな文書に作り替えられたからといって、本件対象公文書を廃棄することは許されないと主張している。

(2) 判断要旨

審査会において、実施機関に実地調査を行ったところ、本件対象公文書の不存在を確認した。審査会は、本件処分が適切であるか検討した。

本件対象公文書の提出（収受）の有無については、確認できない。

本件対象公文書の廃案廃棄の有無については、新たなヴォーンインデックスの提出依頼に対するヴォーンインデックスの起案文書の決裁記録が実施機関に有り、実際に新ヴォーンインデックスが提出されていることから、実施機関の「用済み後保存を要しないものとして本件対象公文書を廃案廃棄した。」との説明は不自然でない。

したがって、実施機関が審査請求人に対し行った本件処分は、結論において妥当である。

6 審議経緯

審査会 5回

(別紙)

答申第226号

答 申 書

令和7年3月27日

石川県情報公開審査会

第1 石川県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

石川県教育委員会（以下「実施機関」という。）が審査請求人に対し令和4年11月30日付け教職第517号により行った公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）は、結論において妥当であると判断した。

第2 審査請求に至る経緯

1 公文書の公開請求

審査請求人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、令和4年11月16日付けで公文書の公開請求を行った。

2 本件処分

実施機関は、本件情報公開請求に対して、条例11条第2項の規定により、令和4年11月30日付けで公文書を保有していないため、公開しないことに決定し、次のとおり公文書を保有していない理由を付して、審査請求人に通知した。

（公文書を保有していない理由）

令和4年5月16日付け教職第98号「資料の提供について」と別紙のヴォーンインデックスを保有していないため。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し令和4年12月23日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 審査請求の対象公文書

本件審査請求の対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、令和4年5月16日付け実施機関から審査会あての教職第98号「資料の提出について」と別紙ヴォーンインデックスである。

5 諮問

実施機関は、条例第19条第1項の規定により、令和5年1月18日付けで審査会に対し諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が審査請求書及び反論書において述べている本件審査請求の理由等は、次のとおり要約される。

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、請求に係る公文書を特定した上で公開決定を行うよう求める。

2 審査請求の理由、弁明書への反論

- ・ 審査請求人は、令和4年11月16日に審査会事務局職員から同年5月16日付け本件対象公文書について「不備があったため差し替えを求めた」旨の証言を得ており、本件対象公文書の存在は明らかである。
- ・ 本件対象公文書は、審査会事務局職員に提示する前の時点で、実施機関で決裁を受けているはずである。また、本件対象公文書を提出する際に、審査会の受付印(第9号 令和4年5月16日受付)が押印された旨も確認済みであり、正式な文書として作成された公文書だったと思われる。したがって、「組織として完結していない」文書だったとは到底言えず、提出期限が延期され新たな文書に作り替えられたからといって、本件対象公文書を廃棄することは許されない。
- ・ 本件対象公文書は「不備の訂正」というだけで、4か月以上の期間を設けた令和4年9月末日に期限が変更されており、文書の内容が大幅に作り替えられたと推量するに足る。最初のヴォーンインデックスは、実施機関の当初の認識を示すものであり、告知なく審査の進行を4か月遅らされるという不利益を被った審査請求人にとって内容を知る権利がある。この権利は条例第1条においても、保障されている。
- ・ 本件対象公文書は、現に進行中の情報公開審査に関わるものであったにもかかわらず、審査請求人に断りもなく廃棄することは、石川県文書管理規程の趣旨に反している。
同規程第60条では現に係属している不服申し立てにおける手続上の行為をするために必要とされているものは、当該訴訟が終結するまでの間まで延長しなければならないと定められている。

第4 実施機関の弁明要旨

実施機関が弁明書において述べている本件処分の理由は、次のとおり要約される。

1 弁明の趣旨

本件審査請求について棄却するとの裁決を求める。

2 本件処分理由

- ・ 審査会から、令和4年3月10日付けで学校体罰報告書の内容について、ヴォーンインデックスの作成を求められた。
- ・ 実施機関は、令和4年5月16日付け教職第98号を審査会事務局職員に提示したが、その後、同職員から記載事項の不備を指摘されたとともに、同審査会が提出期限を同年9月末日に変更したことから、同年9月27日付け教職第98号で不備を訂正したうえで提出した。
- ・ したがって、本件対象公文書は組織として完結していない不要なものとなったため、現在は保有していない。

第5 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方

条例第1条では、「地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県の保有する情報の公開及び情報提供施策の総合的な推進を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的とする。」と規定している。

また、条例第3条では、「実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求する県民の権利を十分に尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされないことがないように最大限の配慮をしなければならない。」と規定している。

審査会は、条例の基本的な考え方にに基づき、以下のとおり判断する。

2 文書の管理

(1) 文書管理の規定

ア 石川県教育委員会

実施機関は、石川県教育委員会文書管理規程（平成14年教育委員会訓令第4号。以下「県教委文書管理規程」という。）にて、実施機関における文書管理に関し必要な執務基準を定めるとともに、石川県文書管理規程（平成14年訓令第7号。以下「県文書管理規程」という。）及び石川県文書管理事務取扱要領（以下「県事務取扱要領」という。）に準じて、文書管理の事務を行っている。

イ 石川県情報公開審査会

審査会は、条例第22条第1項に基づき知事に附属して設置された附属機関である。審査会の担任する事務は、石川県組織規則（昭和39年規則第23号）第5条第1項別表一の規定により、公文書の公開の可否の決定及び公文書の公開請求に係る不作為に対する審査請求に関する実施機関からの諮問に応じて審議する事務並びに情報公開制度の運営に関し実施機関に意見を述べるものである。

審査会の庶務は、同組織規則第5条第1項別表一及び石川県情報公開審査会規則（平成7年規則第19号）第4条の規定により、総務部総務課において処理するものとされているため、事務局を総務部総務課としている。

審査会は附属機関であるため、県とは別に独自に保有する文書の管理を行っているが、事務局が総務課であることから、県文書管理規程及び県事務取扱要領に準じて、審査会における文書管理の事務を行っている。

(2) 文書管理の手順

ア 文書事務取扱手続上の分類

県では、文書事務取扱手続上の分類について、県事務取扱要領第2章第3節「公文書の分類」より、次のとおり定めている。

・ 收受文書

所属において直接受領し、又は配布を受けた文書で、一定の手続に従って收受した文書をいう。

・ 起案文書

県の意思を決定し、これを具体化するために、配布文書の内容に従って、又は県の発意により、事案の処理について原案を記載した文書をいう。

実施機関の起案文書は、軽易な文書を除き、文書管理システムに登録しなければならないとされている。

・ 完結文書

供覧文書で供覧の手続が終了し、又は起案文書の決裁を受けた文書で一定の手続に従って施行され、かつ、事案の処理を完結した文書をいう。

・ 未完結文書

供覧文書で供覧の手続が終了していない文書及び起案文書で決裁に至らず、又は起案文書の決裁を受けた文書で施行されず、かつ、事案の処理を完結していない文書をいう。

イ 文書の收受

実施機関では、文書の收受について、県事務取扱要領第4章第3節「文書の收受」により、次のとおり定めている。

・文書の收受の意義

文書の收受とは、受領した文書を、一定の手續に従って整理し、文書の到達を確認することをいう。

・文書の收受と到達

民法は、意思表示の効力発生時期について、到達主義によることを原則としている。行政機関への意思表示についても、特別の定めのある場合を除いて、この原則が適用される。

一般に「到達」とは、社会通念上相手方がそれを知ることができる状態に達することをいい、收受手續が終わらなければ到達の確認をすることが困難であるので、事務的には收受手續が終了したときに到達があったものとして取り扱う。

・收受の手續

受領した文書は、輕易な文書を除き、文書管理システムに登録する。電子文書を除く文書には、当該文書の余白に收受印（審査請求人は受付印とっている）を押し、收受印内に文書管理システムで採番した番号を記載する。

ウ 文書の廃案

実施機関では、文書の廃案の手續についての規定が無いので、県の規定（県文書管理規程及び県事務取扱要領）に準じている。

県文書管理規程第26条によると、起案文書で廃案になったときは、その旨を関係職員に連絡しなければならないとされ、県事務取扱要領第5章第5節「文書の回議及び合議」によると、必要と認められる範囲において、既に回議又は合議した者にその旨を通知しなければならないとされている。

エ 文書の廃棄

・廃棄の手續

実施機関では、県教委文書管理規程第26条によると、起案文書で廃棄となったときは、その旨を関係職員に連絡しなければならないとしている。

- ・ **文書の廃棄**

実施機関では、同規程第54条第1項によると、所属長は、文書が所定の保存期間を経過したとき、又は用済み後保存を必要としないときは、その文書を廃棄するものとするとしている。

- ・ **保存期間の特例**

実施機関では、同規程第56条によると、所属長は、保存期間の経過後においても、現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの、現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの、及び条例の規定に基づき公開請求があったもの等それぞれに定める期間が経過する日までの間保存期間を延長しなければならないとしている。

3 本件処分の検討

審査請求人は、県文書管理規程を挙げているが、本件対象公文書は実施機関が廃棄したものであるため、県教委文書管理規程に照らし本件処分を検討する。

(1) 本件処分の争点

審査会において、実施機関に実地調査を行ったところ、本件対象公文書の不存在を確認した。

審査請求人は、本件対象公文書は組織として完結していない文書だったと到底言えず、新たな文書に作り替えられたからといって、本件対象公文書を廃棄することは許されないなど、公文書を特定した上で公開決定を行うよう主張しているため、本件処分が適切であるかを以下検討する。

(2) 本件処分に至る経緯

審査会において、実施機関及び審査会事務局に本件処分に至る経緯を確認したところ、以下のとおりの説明があった。

ア 本件対象公文書の提出（収受）の経緯

(ア) 実施機関の説明

本件対象公文書は、令和4年3月10日付けで審査会から提出を依頼（以下「当初提出依頼」という。）されたものである。実施機関は、教職員課内で起案文書の決裁を受けて公印を押印した本件対象公文書（同年5月16日付け）を、同年5月中旬頃に、審査会事務局職員へ提示した。提出でなく提示した理由は、審査会事務局職員の意見を参考に、ヴォーンインデックスに不備があれば訂正して提出するつもりだったからである。提示の際、同職員から本件対象公文書の不備を口頭

で指摘されたので、「指摘のとおりヴォーンインデックスを再作成するには時間を要する。」として、再作成するために本件対象公文書を提出しなかった。

(イ) 審査会事務局の説明

審査会事務局職員は、令和4年5月中旬頃に、実施機関から公印を押印した本件対象公文書を提示された。同職員は、提示された本件対象公文書について口頭で不備を指摘した。審査会事務局は收受手続き【收受印(いわゆる受付印)】をした後、收受手続きを取り消した。

したがって、本件対象公文書を收受していない。

イ 本件対象公文書の作成及び廃案廃棄の経緯

(ア) 実施機関の説明

弁明書のとおり、令和4年5月16日付けで本件対象公文書を作成し、審査会事務局職員へ提示した。提示は同年5月中旬頃であった。

提示後の同年5月中旬頃に、審査会事務局から口頭で、当初提出依頼の廃案及び新たなヴォーンインデックスの提出依頼(以下「新提出依頼」という。)について連絡があった。

同年9月27日に、新提出依頼に対するヴォーンインデックスの起案文書を決裁し提出した。その際、本件対象公文書は明白な誤りがあって、正確性の観点から利用に適さなくなった公文書であったため、保存年限1年未満の取扱いとして、教委文書管理規程第54条第1項「用済み後保存を必要としない」と判断した。最終決裁者の口頭での承諾を得たうえで、本件対象公文書を廃案廃棄した。なお、新提出依頼に対するヴォーンインデックスを起案した記録(起案文書の決裁)は有るが、本件対象公文書を廃案廃棄した記録は無い。

(イ) 審査会事務局の説明

本件対象公文書の提示後の令和4年5月中旬頃に、最終決裁者である審査会会長の承諾を得ないまま、実施機関へ口頭で当初提出依頼の廃案及び新提出依頼について連絡をした。

(3) 本件処分の事実認定

ア 本件対象公文書の提出(收受)の有無

第5,3,(2),ア,(ア)「実施機関の説明」によると、令和4年5月中旬頃に、実施機関は本件対象公文書を提出しなかったと説明している。また、第5,3,(2),ア,(イ)「審査会事務局の説明」によると、同年5月中旬頃に、審

査会事務局は提示された本件対象公文書を収受しなかったと説明している。しかし、審査会としては本件対象公文書の提出(収受)の有無を確認できない。

イ 本件対象公文書の作成及び廃案廃棄の有無

(ア) 作成の有無

本件対象公文書が令和4年5月16日付けで作成されたことは、審査請求書4「審査請求の理由」及び弁明書4(2)「弁明の理由」において、三者(審査請求人, 審査会事務局, 実施機関)で一致しており、実施機関の「本件対象公文書が同年5月16日付けで作成された。」の説明のとおり作成されたものと認められる。

(イ) 廃案廃棄の有無

第5, 3, (2), イ, (ア)「実施機関の説明」によると、実施機関に本件対象公文書の廃案廃棄についての記録は無く、審査会事務局に廃案廃棄の理由とされる「当初提出依頼の廃案及び新提出依頼」についての記録も無い。しかし、新提出依頼に対するヴォーンインデックスの起案文書の決裁記録(同年9月26日起案, 同年9月27日起案文書の決裁)が実施機関に有り、実際に新ヴォーンインデックスが提出されていることから、実施機関の「同年9月27日に、用済み後保存を要しないものとして本件対象公文書を廃案廃棄した。」との説明は不自然ではない。

ウ 保存期間の特例及び県教委文書管理規程の趣旨への該当性

第5, 3, (3), イ, (イ)「廃案廃棄の有無」で判断したとおり、実施機関の「令和4年9月27日に、用済み後保存を要しないものとして本件対象公文書を廃案廃棄した。」との説明は不自然ではない。したがって、本件対象公文書の廃棄を公開請求(同年11月16日)前に行ったのであれば、保存期間後において保存期間を延長する保存期間の特例に該当しない。

また、審査請求人は、「現に進行中の情報公開審査に関わるものであったにもかかわらず、審査請求人に断りもなく廃棄することは、県文書管理規程の趣旨に反している」と主張しているが、実施機関が説明する、県教委文書管理規程第54条第1項に基づき、本件対象公文書の廃棄を行っているのであれば、県教委文書管理規程の趣旨に反しているとは言えない。

(4) 本件処分に対する審査会の判断

第5, 3, (3)「本件処分の事実認定」を踏まえて、「第1 石川県情報公開審

査会の結論」のとおり判断する。

なお、審査会事務局が本件対象公文書の提示後の同年5月中旬頃に、最終決裁者の承諾を得ず、口頭で実施機関に当初提出依頼の廃案及び新提出依頼について依頼をしたことは不適切な事務処理であった。

第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和5年1月18日	諮問を受けた。(諮問教職第601号)
令和5年3月28日	実施機関から弁明書の提出を受けた。
令和5年5月 1日	審査請求者から反論書の提出を受けた。
令和6年5月16日 (第348回審査会)	事案の審議を行った。
令和6年6月26日 (第349回審査会)	事案の審議を行った。
令和6年7月25日 (第350回審査会)	事案の審議を行った。
令和6年9月4日 (第351回審査会)	事案の審議を行った。
令和6年10月2日 (第352回審査会)	事案の審議を行った。